

みどりみらい ぐんじとしのりの議会報告

2002/09/25 Vol. 109 西の原 2-3-6-104 TEL/FAX
45-8362

E-MAIL ID / toshigunji@hotmail.com

印西市議会/平成 14 年第 3 回定例会報告 (2)

いつもお世話になっております。印西市議会(9月定例会)は、現在、一般質問、議案の審議を行い、26日の最終日を残して休会中です。今回は、9月議会での議案審議の結果とその内容を中心にご報告をさせていただきます。

議案審議とその結果 (1)

平成 14 年度印西市一般会計補正予算について

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3532 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算額の総額を歳入歳出それぞれ、200 億 1039 万 3 千円とするものです。

1. 主な内容 / (歳出予算の追加補正)

牧の原出張所移転に関する経費	2796 万 1 千円
参議院議員補欠選挙に要する経費	1499 万 9 千円
乳幼児医療対策事業	262 万 7 千円
原地区 学童保育施設建設に関する経費	879 万 9 千円*

(*この金額に関しては、市の一般財源から、国の支出金への財源変更になり
実際は、金額の計上は 0 円です。)

2. 債務負担行為** / 西の原中学校(増築)設計委託費用(校舎) / 都市基盤整備公団分 設計委託費 3000 万円以内及び年利 3.5%を限度とするもの。 平成 14 年度 ~ 平成 34 年度

(**自治体の支出は、原則として「歳出予算」に計上する事になりますが、
その経費の性質上、支出予定やその額が不確定であるとか、翌年度以降にわたる等
将来の支出によってはじめて支出の義務を生じるという経費もあり、「歳出予算」に
計上できない経費もあります。そこで、自治体が債務を負担する行為を行う場合には、
歳出予算の金額等を決め、何をどれくらいの期間で行うか、その限度額を明示し、議会の
議決を経て、契約の締結ができるものとされています。これを債務負担行為といいます。)

3. 地方債補正 / 臨時財政対策費 3 億 5000 万円 から 6 億 230 万円に補正 来年度以降の財政運営を踏まえて、資金の不足を予め担保するため。

(結果 / 否決 私は「賛成(可決)」にまわりました。)

新聞誌上で記載されているとおり、この補正予算案は否決されました。(10 対 12 の賛成少数で
否決されました。 この補正予算否決により、上記に記載した、全ての案件の実施は
延期されます。 ~ 一度議決した同一の議案に関しては、同一議会会期期間中には再度議題に
できません(「一事不再議の原則」といいます。))ので、この議会の終了後に改めて、「臨時議会」
にて、審議されることとなります。

(解説) 新聞誌上に記載されました通り、この補正予算案が否決された事により、「参議院議員補欠選挙」の実施も印西市では行えない事態になっております。このため、市では「参議院議員補欠選挙」のための経費を含む、緊急を要する事務的経費に関しては、議会の最終日(26日/木曜日)か翌日に予定されている「臨時議会」にて対応の予定です。この補正予算案で問題となったのは、「西の原中学校の増築設計費」ですが、一部新聞紙上では、「慎重に対応すべき」である旨のみ強調されていて、西の原中学校の「増築設計委託費」に関わる、問題の本質について全く言及しておりませんので、以下で詳細に説明させていただきます。

(何が問題か?)

「西の原中学校」の増築及びその金額が問題となったわけではありません。確かに、市議会では、一部の市議より、中学校の増築の規模について疑問があったのは事実です。
しかし、大きな問題とされたのは、NT地区の小中学校の公共施設整備に関して、県企業庁や都市基盤整備公団が支払ってきた負担金が、印西市に求められてきているということにあります。

(どのような約束があったのか)

千葉県は、NT地区の「公共的施設」の建設/整備については、企業庁の事業により行われるものなので、企業庁が負担金として印西市にすべて支払うことを約束していました。

- 昭和 53 年、千葉県企業庁と印西町（当時）は、「千葉北部地区新市街地造成整備事業に伴う公益的施設の整備に関する暫定協定」を締結しました。この協定は、造成宅地の処分に伴い居住者の共同の福祉または利便のため緊急に整備を必要とする施設についての建設、もしくは整備に関する必要事項を定めたものです。

対象施設として、以下のような「公共的施設」が挙げられております。

- * 学校教育法に規定する小学校、中学校
- * 児童福祉法に規定する保育所
- * 役所の支所、または出張所、消防施設 他

しかし、現在、千葉県企業庁は、印西市に対して「公益的施設負担金の見直しについて」という文書により「公益的施設負担金」の段階的な負担を、印西市に対して求めてきています。
(企業庁は印西市に 総額 約 250 億の負担を求めてきております。)

また、都市基盤整備公団では、現在の制度に関して、償還までの条件変更や全体期間を短縮するなど見直しを求めています。

(10 年間無利子据置 20 年元利償還・30 年 >> 3 年有利子据置 17 年元利償還・20 年)

今回の西の原中学校の増設に関する設計委託費は、印西市にとって公団から契約の変更が求められてから初めての債務負担行為の案件でした。そのため、補正予算案に対して「否決」にまわった多くの議員は、今回の案件を認めると、「なしくずし的に、現在印西市に求められている、企業庁や公団との「契約変更」が認められたと思われる」という思いで反発したものです。

(補正予算の否決と今後の西の原中学校の増築設計はどのように関わってくるのか)

補正予算案が否決されたため設計契約はできず、増築の時期が先日、皆様にご報告した日程より遅れる可能性があります。私は、今回の議案採決にあたっては、負担金問題は重要ではあるが、しかし、この債務負担行為を認めたとしても、公団が求めてきているのは、土地及び初度備品に対する契約の見なおしです。西の原中学校の増築設計とは直接には関係がなく、また、西の原中学校の教室増設に関しての保護者の要望も鑑み、賛成をしました。今後は、一刻も早く、この債務負担行為を含めた案件の審議を行い、設計契約の締結を行えるよう求めて参ります。

(今後の公団へのアプローチについて)

既にみなさまご存知の通り、都市基盤整備公団は国の特殊法人改革のターゲットです。
(公団は平成 17 年度までに廃止され、継続事業はスリム化した後、新たに設置される独立行政法人に引き継がれる事になっています。)そのなかで公団は、財務省の指示により、印西市に契約内容の変更を求めたもので、公団には契約の変更についての選択権は残念ながらありません。
今後は、市長より財務省に公共施設建築にあたっての意見書の送付を強く求めていきたいと思えます。

いつもご声援、ご支援ありがとうございます。この紙面へのご意見に限らず、市政全般へのご提言、ご批判、皆様からのご相談はいつでも承ります。あるべき市政の姿を求めて皆様と一緒に考えていきたいと思えます。よろしく願い申し上げます。 ぐんじとしのり